

一般社団法人日本色彩学会 支部規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本色彩学会（以下、この法人という。）定款第49条に規定する支部の設置、運営及び改廃について定めることを目的とする。

(支部名称と所轄地域)

第2条 この法人が定める支部の名称および英文表示は次の各号の通りとする。

(1) 一般社団法人 日本色彩学会 関東支部

(Kanto branch of The Color Science Association of Japan)

(2) 一般社団法人 日本色彩学会 東海支部

(Tokai branch of The Color Science Association of Japan)

(3) 一般社団法人 日本色彩学会 関西支部

(Kansai branch of The Color Science Association of Japan)

2 各支部の管轄地域は次の通りとする。

支部名	管轄地域（都道府県および海外）
関東支部	北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 山梨県 長野県（海外）
東海支部	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
関西支部	福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

(支部の設置と改廃)

第3条 支部を新設あるいは改廃する場合には、正会員10名以上の発起により、理事会の決議を経て、この法人の社員総会において議決権の3分の2以上の多数をもって承認されなければならない。

2 支部を設置しようとする場合には、地域を指定し、その地域に在住又は在勤する正会員が50名以上でなければならない。

3 支部の名称、管轄地域は社員総会の決議により定める。

(事務所)

第4条 支部は連絡事務所（以下、支部事務局という。）を支部長が指定するところに置く。

第2章 目的及び事業

(支部の目的)

第5条 支部は、この法人の定款第3条に準拠し、その支部が管轄する地域に密着した活動を通して、色彩学の学術振興を図ることを目的とする。

(支部の事業)

第6条 支部は、前条の目的を達成するため、その支部に所属する会員相互の交流と協力に基づき、次の事業を行う。

- (1) 研究集会、研究講演会、講習会、見学会等の開催
- (2) 委員会、研究会、調査会の開催
- (3) 地域関連諸学（協）会との連絡及び協力活動
- (4) 管轄地域の特徴を活かした色彩学の普及活動
- (5) その他支部役員会が適当と認めた事業

(支部の事業年度)

第7条 支部の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 支部の構成員

(支部の構成員)

第8条 支部は、この法人の定款第5条に規定する名誉会員、正会員、学生会員および賛助会員で構成する。

- 2 名誉会員、正会員および学生会員は、会員本人からの届出による連絡先（所属機関又は住居地）の住所をもって、その所在地を管轄する支部に所属するものとする。
- 3 賛助会員は、その所在地を管轄する支部に所属するものとする。
- 4 海外に居住する会員は、原則として関東支部に所属するものとする。
- 5 会員は複数の支部に所属することはできない。

第4章 支部の役員

(支部役員と運営組織)

第9条 支部には次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 支部監事 1名
- (3) 支部幹事 1名以上10名以内

2 支部は、必要に応じて支部長を補佐する副支部長を置くことができる。

3 支部は、必要に応じて支部顧問を若干名置くことができる。

(支部役員の仕事)

第10条 支部長は、支部を代表し、支部の運営を統括する。ただし、支部長に事故があるときは、あらかじめその指名する支部役員がこれに当たる。

2 支部監事は、支部の業務執行状況ならびに会計および財産の管理状況の監査を行う。なお、支部監事は、支部における他の役員を兼ねることができない。

3 支部幹事は、庶務、会計、広報、その他の支部長から委嘱された職務を遂行する。

(支部役員を選出)

第11条 支部役員は、選挙により支部に所属する正会員の中から選出し、支部総会の決議によって選任する。

2 支部役員選挙は支部ごとに行い、選出手続きは、この法人の代議員選挙に準ずる。

3 支部長及び支部監事は、支部役員会の決議によって支部役員の中から選定する。

(支部役員の仕事)

第12条 支部役員の仕事は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する支部の定時総会の終結のときまでとする。ただし、重任を妨げない。

2 役員に欠員が生じた時にはこれを補充することができる。ただし、補充された役員の仕事は前任者の残任期間とする。

3 支部役員は、その任期满了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(支部役員の仕事)

第13条 支部役員は、支部役員会の議決により、支部長がこれを解任することができる。

2 前号の規定にかかわらず、支部長を解任する場合、支部総会において、出席正会員の議決権の

3分の2以上の賛成を要するものとする。

(支部役員の報酬)

第 14 条 支部役員は、無報酬とする。ただし、会務のために要した費用は支弁することができる。

第 5 章 支部の会議

(支部の会議)

第 15 条 支部の会議は、支部総会および支部役員会とする。

(支部総会の議決事項)

第 16 条 支部総会は、次の事項を議決する。

- (1) 第 21 条に定める支部役員会で審議した事項
- (2) 支部事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 支部役員の選任及び支部長の解任
- (4) その他支部の運営に関する重要事項で支部役員会において必要と認めるもの。

(支部総会の開催と招集)

第 17 条 支部総会は、定時総会として毎事業年度終了後 1 か月以内に開催するほか、必要がある場合には臨時支部総会を、支部長が招集して開催する。

2 支部総会を開催するときは、少なくとも 10 日以上前に、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、支部所属会員に対して通知しなければならない。

(支部総会の議長)

第 18 条 支部総会の議長は、支部長がこれに当たる。ただし、支部長が欠けたとき、又は支部長に事故があるときは、出席する正会員の中から互選された者がこれに当たる。

(支部総会の議決権)

第 19 条 支部総会における議決権は、支部に所属する正会員 1 名につき 1 個とする。

(支部総会の決議)

第 20 条 支部総会の決議は出席正会員の議決権の過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは議長がこれを決する。

2 前項にかかわらず、次の議決は、出席正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって決する。

- (1) 支部運営規則に関する事項

(2) 支部の改廃に関する事項

3 書面または電磁的方法をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。

(支部役員会)

第 21 条 支部長は、必要に応じ支部役員会を開催する。

2 支部役員会は、支部長および支部幹事をもって組織し、支部事業の遂行についての要項を議決する。

第 6 章 支部の会計

(支部の会計)

第 22 条 支部は、この法人が支部の事業を援助するために交付する分担金（以下、支部交付金という。）により経費を賄うものとする。

2 支部交付金の額は、会計年度ごとに各支部の所属会員数および活動内容により理事会で定め、年度予算に計上する。

3 支部独自に入会金や年会費を徴収してはならない。

4 支部の会計処理は、この法人が別に定める会計処理規程及び財産運用規程に基づいて行う。

5 支部の会計はこの法人の会計に連結して処理される。

第 7 章 支部の報告

(支部の活動報告)

第 23 条 支部長は、毎年 4 月末日までに、前年度の事業報告ならびに収支決算書、および翌年度の事業計画ならびに収支予算書をもって支部の活動状況を理事会に報告しなければならない。

2 支部長は、支部役員又は支部事務局の変更、および理事会が求めた事項については、理事会に報告しなければならない。

第 8 章 支部の規則

(支部運営規則)

第 24 条 支部の運営は、本規程によるほか、各支部が定める運営規則によって行う。

2 支部規則の制定および変更は、支部総会ならびに理事会の承認を得なければならない。

3 会長は理事会の議決に基づいて支部規則の変更を求めることができる。

第9章 補足

(改廃)

第25条 本規程の改廃は、理事会の議決および総会の議決を経て行う。

附則

1 本規程は、2017年（平成29年）6月3日から施行する。